

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月24日提出
【発行者名】	fundnote株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 克真
【本店の所在の場所】	東京都港区芝5 - 29 - 20 クロスオフィス三田 909
【事務連絡者氏名】	平野 司
【電話番号】	03-6809-3628
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	fundnote日本株Kaihouファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	当初申込額 100億円を上限とします。 継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年12月25日付をもって提出した有価証券届出書（2025年9月18日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部 【証券情報】

(4) 【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

< 略 >

2024年11月末現在、ファンドには、委託会社以外の販売会社は設けられておりません。

fundnote株式会社は、ファンドの運用を行う委託会社であると同時に、自らが発行したファンドの受益権を自ら募集する販売会社の機能も有しております。以下、販売会社としての機能を有する委託会社を必要に応じて「販売会社」といいます。

< 訂正後 >

< 略 >

2 2025年8月末現在、ファンドには、委託会社以外の販売会社は設けられておりません。

fundnote株式会社は、ファンドの運用を行う委託会社であると同時に、自らが発行したファンドの受益権を自ら募集する販売会社の機能も有しております。以下、販売会社としての機能を有する委託会社を必要に応じて「販売会社」といいます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

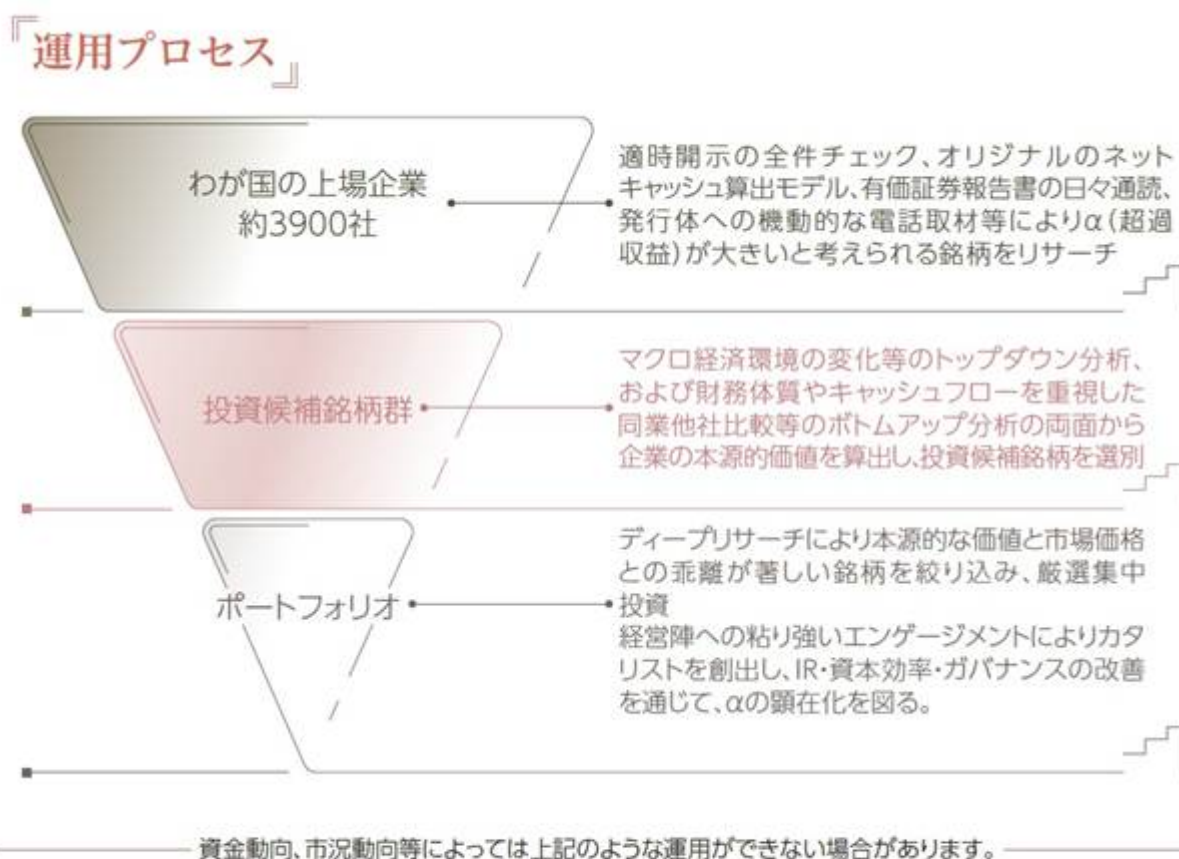
1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的および基本的性格】

<更新後>

<略>

運用プロセス



(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

<略>

委託会社の概況（2024年11月末現在）

() 資本金の額

1億4,000万円

() 沿革

2021年 8月	KxShare株式会社として設立
2022年 4月	適格機関投資家等特例業務の届出を行い、同年6月にファンド運用を開始
2022年 5月	増資 2,300万円 （資本金 2,400万円）
2023年 6月	増資 3,100万円 （資本金 5,500万円）
2023年12月	fundnote株式会社に商号を変更
2024年 3月	増資 8,500万円 （資本金 1億4,000万円）

2024年 4月

金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第3413号

（ ）大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
渡辺 克真	東京都港区	普通株式 600,000株	45.14%
川合 直也	東京都港区	普通株式 350,000株	26.33%
山川 博功	東京都港区	B種種類株式 110,000株	8.27%

< 訂正後 >

< 略 >

委託会社の概況（2025年8月末現在）

（ ）資本金の額

1億円

（ ）沿革

2021年 8月	KxShare株式会社として設立
2022年 4月	適格機関投資家等特例業務の届出を行い、同年6月にファンド運用を開始
2022年 5月	増資 2,300万円 （資本金 2,400万円）
2023年 6月	増資 3,100万円 （資本金 5,500万円）
2023年12月	fundnote株式会社に商号を変更
2024年 3月	増資 8,500万円 （資本金 1億4,000万円）
2024年 4月	金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第3413号
2025年 6月	増資 9,224万5,000円 （資本金 2億3,224万5,000円）
2025年 8月	減資 1億3,224万5,000円 （資本金 1億円）

（ ）大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
渡辺 克真	東京都港区	普通株式 620,000株	44.41%
川合 直也	東京都港区	普通株式 350,000株	25.07%
山川 博功	東京都港区	B種種類株式 163,100株	11.68%

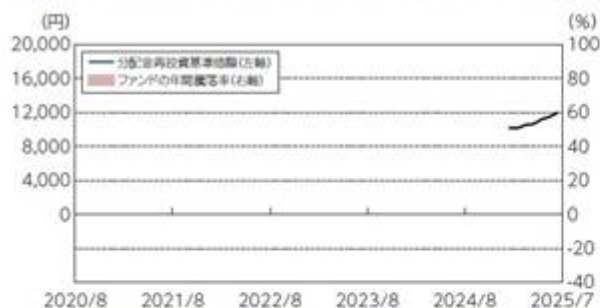
3【投資リスク】

<更新後>

<略>

(参考情報)

■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。設定日前日を10,000として指数化し、月末の値を表示しています。

※当ファンドについては、2025年7月末現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、2020年8月～2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。

※当ファンドについては、2025年7月末現在、設定後1年を経過していないため、該当事項はありません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株……Morningstar日本株式指数

先進国株…Morningstar先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar新興国株式指数

日本国債…Morningstar日本国債指数

先進国債…Morningstarグローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

※Morningstar日本株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※Morningstar先進国株式(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar新興国株式指数：Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar日本国債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※Morningstarグローバル国債(除く日本)指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※Morningstar新興国ソブリン債指数：Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていないとしても責任を負いません。

4【手数料等および税金】

(5)【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

< 略 >

上記は、2024年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

上記は、2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

< 略 >

5【運用状況】

< 更新後 >

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

fundnote日本株Kaihouファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	30,945,774,300	102.39
現金・預金・その他資産(負債控除後)	-	723,302,957	2.39
合計(純資産総額)		30,222,471,343	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

fundnote日本株Kaihouファンド

イ．評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	テレビ朝日ホールディングス	情報・通信業	1,720,800	2,516.28	4,330,025,492	2,847.00	4,899,117,600	16.21
2	日本	株式	大垣共立銀行	銀行業	1,615,800	2,447.27	3,954,313,368	2,858.00	4,617,956,400	15.28
3	日本	株式	川田テクノロジーズ	金属製品	1,032,700	3,068.60	3,168,950,083	3,965.00	4,094,655,500	13.55
4	日本	株式	大末建設	建設業	1,377,700	1,864.99	2,569,408,134	2,337.00	3,219,684,900	10.65
5	日本	株式	ジャストシステム	情報・通信業	834,300	3,420.83	2,854,006,423	3,830.00	3,195,369,000	10.57
6	日本	株式	兼松	卸売業	1,094,400	2,472.16	2,705,540,430	2,850.50	3,119,587,200	10.32
7	日本	株式	ペルーナ	小売業	3,137,900	910.19	2,856,087,724	960.00	3,012,384,000	9.97
8	日本	株式	ヤマト	建設業	1,082,100	1,576.17	1,705,582,653	1,819.00	1,968,339,900	6.51
9	日本	株式	エフアンドエム	サービス業	515,200	2,224.10	1,145,857,868	2,742.00	1,412,678,400	4.67
10	日本	株式	東京窯業	ガラス・土石製品	1,711,600	514.16	880,047,835	595.00	1,018,402,000	3.37
11	日本	株式	豊和工業	機械	370,200	1,026.16	379,887,296	1,047.00	387,599,400	1.28

ロ．種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
----	---------	----	---------

株式	国内	情報・通信業	26.78
		建設業	17.17
		銀行業	15.28
		金属製品	13.55
		卸売業	10.32
		小売業	9.97
		サービス業	4.67
		ガラス・土石製品	3.37
		機械	1.28
		合計	

【投資不動産物件】

fundnote日本株Kaihouファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

fundnote日本株Kaihouファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

fundnote日本株Kaihouファンド

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2025年 1月末日	10,131	-	1.0149	-
2月末日	13,698	-	1.0139	-
3月末日	19,380	-	1.0522	-
4月末日	27,138	-	1.0632	-
5月末日	28,376	-	1.1187	-
6月末日	29,070	-	1.1486	-
7月末日	30,222	-	1.1987	-

【分配の推移】

fundnote日本株Kaihouファンド

該当事項はありません。

【収益率の推移】

fundnote日本株Kaihouファンド

	計算期間	収益率（％）
第1期（中間期）	2025年1月27日～2025年7月26日	18.9

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

fundnote日本株Kaihouファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期（中間期）	2025年1月27日～2025年7月26日	26,528,010,662	1,314,137,702	25,213,872,960

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

3.運用実績

(2025年7月31日現在)

『基準価額・純資産の推移』



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬(実績報酬含む)控除後の値です。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

※当ファンドの設定日前日を10,000として指数化しています。

基準価額* 11,987円

純資産総額 302.22億円

※基準価額は信託報酬(実績報酬含む)控除後の値です。

『分配の推移』

—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

※分配金は1万口あたり、税引前です。

『主要な資産の状況』

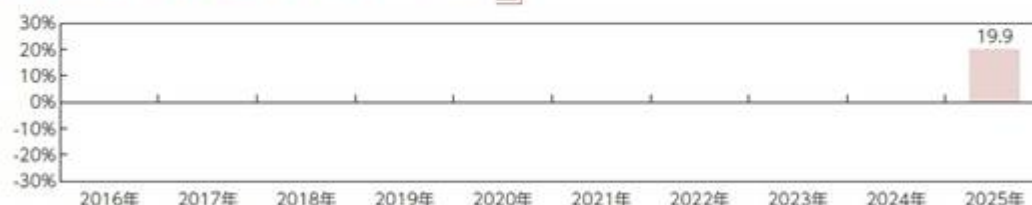
銘柄別組入比率(上位10銘柄)

順位	銘柄	業種	比率
1	テレビ朝日ホールディングス	情報・通信業	16.2%
2	大垣共立銀行	銀行業	15.3%
3	川田テクノロジーズ	金属製品	13.5%
4	大末建設	建設業	10.7%
5	ジャストシステム	情報・通信業	10.6%
6	兼松	卸売業	10.3%
7	ペルーナ	小売業	10.0%
8	ヤマト	建設業	6.5%
9	エフアンドエム	サービス業	4.7%
10	東京窯業	ガラス・土石製品	3.4%
		組入銘柄数	11銘柄

業種別組入比率(上位5業種)

順位	業種	比率
1	情報・通信業	26.8%
2	建設業	17.2%
3	銀行業	15.3%
4	金属製品	13.5%
5	卸売業	10.3%

『年間収益率の推移(暦年ベース)』



※ ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算。

※ 当ファンドには、ベンチマークはありません。

※ 2025年は設定日(2025年1月27日)から運用実績作成基準日までの収益率。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第3【ファンドの経理状況】

< 更新後 >

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2025年1月27日から2025年7月26日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【fundnote日本株Kaihouファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第1期中間計算期間末 2025年7月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		568,958,205
株式		30,054,199,800
未収入金		695,911,461
未収配当金		45,533,800
未収利息		14,028
流動資産合計		31,364,617,294
資産合計		31,364,617,294
負債の部		
流動負債		
未払解約金		35,699,998
未払受託者報酬		4,208,411
未払委託者報酬		1,340,501,451
その他未払費用		10,437,479
流動負債合計		1,390,847,339
負債合計		1,390,847,339
純資産の部		
元本等		
元本		25,213,872,960
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		4,759,896,995
元本等合計		29,973,769,955
純資産合計		29,973,769,955
負債純資産合計		31,364,617,294

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期中間計算期間 自 2025年1月27日 至 2025年7月26日
営業収益	
受取配当金	455,082,110
受取利息	2,641,780
有価証券売買等損益	5,386,176,033
その他収益	786
営業収益合計	5,843,900,709
営業費用	
受託者報酬	4,208,411
委託者報酬	1,340,501,451
その他費用	10,437,479
営業費用合計	1,355,147,341
営業利益又は営業損失（ ）	4,488,753,368
経常利益又は経常損失（ ）	4,488,753,368
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,488,753,368
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,678,593
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	278,964,023
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	278,964,023
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,498,989
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,498,989
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,759,896,995

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年1月27日から2025年7月26日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 2025年7月26日現在
1.期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	26,528,010,662円
期中一部解約元本額	1,314,137,702円
2.中間計算期間末における受益権の総数	25,213,872,960口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2025年7月26日現在
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

項目	第 1 期中間計算期間末 2025年7月26日現在
1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1888円 (11,888円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

fundnote日本株Kaihouファンド

2025年7月31日現在

資産総額	31,536,380,823円
負債総額	1,313,909,480円
純資産総額（ - ）	30,222,471,343円
発行済口数	25,213,701,764口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1987円

第三部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額

2024年11月末現在	資本金	1億4,000万円
会社が発行する株式総数	普通株式	4,600万株
	A種種類株式	300万株
	B種種類株式	100万株
発行済株式総数	普通株式	100万株
	A種種類株式	20万9,100株
	B種種類株式	12万株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減

年月日	変更後（変更前）
2022年5月6日	2,400万円（100万円）
2023年6月7日	5,500万円（2,400万円）
2024年3月6日	1億4,000万円（5,500万円）

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。

また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンド毎の運用基本方針は経営会議で協議のうえ、運用部長が決定します。運用部長は、運用基本方針に基づき、運用計画を立て、具体的な銘柄選択を行い、発注プランを作成します。運用部長は、策定した発注プランにより、業務管理部の発注担当者に売買指示を行い、発注担当者はこの指示に基づき発注を行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

< 訂正後 >

(1) 資本金の額

2025年8月末現在	資本金	1億円
会社が発行する株式総数	普通株式	4,600万株
	A種種類株式	300万株
	B種種類株式	100万株
発行済株式総数	普通株式	100万株
	A種種類株式	20万9,100株

B種種類株式

21万7,100株

過去5年間にける主な資本金の額の増減

年月日	変更後（変更前）
2022年5月6日	2,400万円（100万円）
2023年6月7日	5,500万円（2,400万円）
2024年3月6日	1億4,000万円（5,500万円）
2025年6月30日	2億3,224万5,000円（1億4,000万円）
2025年8月31日	1億円（2億3,224万5,000円）

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、代表取締役社長1名を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンド毎の運用基本方針は経営会議で協議のうえ、運用部長が決定します。運用部長は、運用基本方針に基づき、運用計画を立て、具体的な銘柄選択を行い、発注プランを作成します。運用部長は、策定した発注プランにより、業務管理部の発注担当者に売買指示を行い、発注担当者はこの指示に基づき発注を行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、金商法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また、金商法に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および適格機関投資家等特例業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年12月13日現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます）。

種類	ファンド本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	1	646

<訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、金商法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また、金商法に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および適格機関投資家等特例業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年7月31日現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます）。

種類	ファンド本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2	33,875

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

3,242億円（2024年3月末）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

100億円（2024年3月末）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

ファンドの委託会社であるfundnote株式会社は、自己が発行したファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」としての機能も兼ねています。

(3) 投資助言会社

名称

株式会社Kaihou

資本金の額

9百万円（2024年4月末）

事業の内容

投資顧問業務を営んでいます。

<訂正後>

(1) 受託会社

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額

3,242億円（2025年3月末）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

100億円（2025年3月末）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

ファンドの委託会社であるfundnote株式会社は、自己が発行したファンドの受益権を自ら募集する「販売会社」としての機能も兼ねています。

(3) 投資助言会社

名称

株式会社Kaihou

資本金の額

9百万円（2025年4月末）

事業の内容

投資顧問業務を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月15日

fundnote株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

稲葉 宏和

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているfundnote日本株Kaihouファンドの2025年1月27日から2025年7月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、fundnote日本株Kaihouファンドの2025年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月27日から2025年7月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、fundnote株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

fundnote株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。